

第29回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ **開催方法** 電子メールによる書面開催

◇ **開催日** 令和2年7月～8月中

◇ **議 事**

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 委員長の選出について | 資料1、2 |
| (2) 職務代理者の指名について | 〃 |
| (3) 専門部会委員の指名について | 〃 |
| (4) 令和元年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告） | 資料3 |
| (5) 令和元年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告） | 資料4 |

◇ **出席者**

委員 12人

柿崎俊道、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、栗原輝男、小泉厚、
小林正美、田口敦子、松下啓一、柳澤潤、山畑信博、吉田慎悟

職員 4人

まちなみ景観課：奥村浩課長、土屋文代主査、高山智久主査、高橋翔太

◇ **議 事**

事務局から、景観審議会資料を郵送及びメールを送信し、議事に対する意見を返信用の意見シートにより回答を得た。意見内容は次のとおり。

議事録署名委員として、吉田委員と柿崎委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、小林委員を委員長に決定した。

2. 職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として田口委員を指名した。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会を置き、同条第2項に基づき専門部会委員として国吉委員、吉田委員、柳澤委員を指名した。

4. 令和元年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

(1) 質疑・意見等

●質問（柿崎委員）

「第2 その他の景観に関する事業」に紹介されている「色彩相談のアドバイス事例（市営住宅5棟外壁塗装）」の住所を聞くことは可能であるか。

○回答（事務局）

八幡ハイム（久里浜3 - 1他）である。

■意見（国吉委員）

運用の実績の数としては十分であるが、その内容、成果について一度総括し、議論したほうが良い。次回審議会開催時まで、専門部会案件も含めて事務局で整理、専門部会で議論などしておくことを提案する。

○回答（事務局）

次回以降の専門部会で意見交換する。

■意見（山畑委員）

景観条例改正に関しては、「指定確認審査機関」への通知も必要だと考える。

○回答（事務局）

景観法・景観条例は、建築確認申請の際に適合を求める法令に該当しないため、指定確認検査機関への通知は現在行っていないが、市ホームページで改正内容のお知らせを行うこととする。

■意見（山畑委員）

すかまち景観デザイン賞への応募の減少は仕方ないと思うが、受賞したものの現状がどうなっているのか等、啓蒙的な活動の継続が必要ではないか。

○回答（事務局）

よこすか都市景観協議会に意見として伝える。

5. 令和元年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

（1）質疑・意見等

●質問（柿崎委員）

「4. 広告景観推進協力員の活動」の一覧表にある「ケイビパト」について教えてほしい。警備とパトロールという解釈か。

○回答（事務局）

景観美化パトロールの略語である。

●質問（国吉委員）

景観パトロール、違反広告物の除去活動、広告景観推進協力員の活動などは、横須賀市の積極的な活動として評価する。景観パトロール、広告景観推進協力員はどのような方々なのか。

○回答（事務局）

議事4の景観パトロールは、市景観担当職員が行っている。

広告景観推進協力員は、違反広告物の除却活動を行い、違反広告物の適正化に関し必要な知識を習得させることを目的とした講習会を受講した人である。条件は市内在住・在勤の社会人となっている。

■意見（小林委員長）

広告景観推進協力員さんたちが活躍しているようで、大変心強い。

●質問（田口委員）

平成30年は電柱利用広告が大変多かったが、令和元年の数値は通常の利用数に戻ったということか。

○回答（事務局）

お見込みのとおりである。平成30年に電柱利用広告件数が多かった理由は、本来平成29年中に継続許可すべき物件が、平成30年になって許可したためである。

●質問（松下委員）

協力員の交通費の問題は、前回の宿題になっていたが、その後の進捗を教えてほしい。

○回答（事務局）

令和2年度より今後1回参加する毎に、500円を報償金として支給するように変更した。

●質問（松下委員）

協力員に対する実費保障は、何よりである。一連の取り組みを高く評価する。

この実費保障は、広告物の協力員のみなのか。

○回答（事務局）

広告物の協力員以外でもいくつかある。

●質問（山畑委員）

「はり紙、はり札」の違反広告物除却件数が増えているが、何か理由はあるのか。

○回答（事務局）

一部の不動産業者が、物件販売の「はり紙、はり札」を大量に掲出したためである。

■意見（吉田委員）

これまでの活動の状況が報告され、違反広告も少しずつ除去され減っている状況が分かったが、更に良い広告景観が創出されるように努力してほしい。

○回答（事務局）
引き続き努力する。

閉会

以上